

議案第 36 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表 155 の 11 の項の次に次のように加える。

155 の 12 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 4 の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 91 条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法第 5 条の 4 各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合であって、長期修繕計画の数が 1 であるときにあつては 4,200 円、長期修繕計画の数が 2 以上であるときにあつては 4,200 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 1,600 円を乗じて得た額を加算した額 (2) (1)以外の場合であつて、長期
--	------------------	--

		<p>修繕計画の数が1であるときにあつては26,300円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあつては26,300円に1を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>155の13 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法第5条の6第2項において準用する同法第5条の4各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合であつて、長期修繕計画の数が1であるときにあつては4,200円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあつては4,200円に1を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(2) (1)以外の場合であつて、長期修繕計画の数が1であるときにあつては26,300円、長期</p>

		<p>修繕計画の数が2以上であるときにあっては26,300円に1を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>155の14 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、次に掲げる変更に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) 管理組合の運営に係る事項の変更 4,300円（変更する長期修繕計画（管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、4,300円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>(2) 管理規約の変更 3,600円（変更する長期修繕計画（管理規約の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、3,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 4,100円（変更する長期修繕計画（管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場</p>

		<p>合は、4, 100円に1を超える当該長期修繕計画の数に2, 500円を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>(4) 長期修繕計画の変更 8, 700円 (変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、8, 700円に1を超える当該長期修繕計画の数に4, 700円を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>(5) 組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更 2, 600円 (変更する長期修繕計画 (組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2, 600円に1を超える当該長期修繕計画の数に1, 600円を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる変更以外のもの 1, 800円 (変更する長期修繕計画 ((1)から(5)までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、1, 800円に1を超える当該長期修繕計画の数に800円を乗じて得た額を加算した額)</p>
--	--	---

別表165の項額の欄中「、(1)イ(ア)又は(1)ウ(ア)」を「又は(1)イ(ア)」に、

「額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「額）」に改め、同欄(1)中「アからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請」を「ア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請」に改め、同欄(1)ア中「区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項各号（第３号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第５項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同欄(1)ア(ア)中「７，２００円」を「７，１００円」に改め、同欄(1)ア(カ)中「２３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同欄(1)ア(キ)中「６１，０００円」を「５７，０００円」に改め、同欄(1)ア(ク)中「１０４，０００円」を「９４，０００円」に改め、同欄(1)ア(ケ)中「１７２，０００円」を「１６１，０００円」に改め、同欄(1)ア(コ)中「２１６，０００円」を「１９０，０００円」に改め、同欄(1)ア(カ)中「２３４，０００円」を「２０３，０００円」に改め、同欄(1)イを削り、同欄(1)ウ中「ア及びイ」を「ア」に改め、同欄(1)ウ(ア)中「４７，０００円」を「５２，０００円」に改め、同欄(1)ウ(イ)中「１０９，０００円」を「１２２，０００円」に改め、同欄(1)ウ(ウ)中「１７５，０００円」を「１９６，０００円」に改め、同欄(1)ウ(エ)中「３４５，０００円」を「３８６，０００円」に改め、同欄(1)ウ(オ)中「６１７，０００円」を「６９１，０００円」に改め、同欄(1)ウ(カ)中「１，０６２，０００円」を「１，１８８，０００円」に改め、同欄(1)ウ(キ)中「１，９６４，０００円」を「２，１９８，０００円」に改め、同欄(1)ウ(ク)中「２，８０９，０００円」を「３，１４０，０００円」に改め、同欄(1)ウ(ケ)中「３，４４３，０００円」を「３，８４７，０００円」に改め、同欄(1)ウを同欄(1)イとし、同欄(2)中「及び当該申請」を「並びに当該申請」に改め、同欄(2)ア(オ)中「８８，０００円」を「８５，０００円」に改め、同欄(2)ア(カ)中「１５１，０００円」を「１４０，０００円」に改め、同欄(2)ア(キ)中「２５０，０００円」を「２４２，０００円」に改め、同欄(2)ア(ク)中「３１１，０００円」を

「284,000円」に改め、同欄(2)ア(ケ)中「336,000円」を「304,000円」に改め、同欄(2)イ(ア)中「68,000円」を「78,000円」に改め、同欄(2)イ(イ)中「160,000円」を「183,000円」に改め、同欄(2)イ(ウ)中「255,000円」を「293,000円」に改め、同欄(2)イ(エ)中「504,000円」を「579,000円」に改め、同欄(2)イ(オ)中「903,000円」を「1,037,000円」に改め、同欄(2)イ(カ)中「1,552,000円」を「1,782,000円」に改め、同欄(2)イ(キ)中「2,872,000円」を「3,296,000円」に改め、同欄(2)イ(ク)中「4,106,000円」を「4,710,000円」に改め、同欄(2)イ(ケ)中「5,032,000円」を「5,770,000円」に改め、同表166の項額の欄中「、(1)イ(ア)から(ケ)まで又は(1)ウ(ア)から(ケ)まで」を「又は(1)イ(ア)から(ケ)まで」に、「、(1)イ(ア)又は(1)ウ(ア)」を「又は(1)イ(ア)」に、「額)を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「額)」に改め、同表167の項中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改め、「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「2,100円」を「2,300円」に改め、同表168の項額の欄中「2,100円」を「2,300円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都板橋区手数料条例(以下「旧条例」という。)別表166の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表166の項中「、(1)イ(ア)から(ケ)まで又は(1)ウ(ア)から(ケ)まで」とあるのは「又は(1)イ(ア)から(ケ)まで」と、「、(1)イ(ア)又は(1)ウ(ア)」と

あるのは「又は(1)イ(7)」と読み替えるものとする。

- 3 この条例による改正後の東京都板橋区手数料条例別表165の項から168の項までの規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

マンションの管理計画の認定の申請に係る手数料等を定め、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料等を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。